

四日市市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 9月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第22号

四日市市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

四日市市旅館業法施行条例（平成24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第4条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)から(11)まで （略）</p>	<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第4条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)から(11)まで （略）</p>
<p>（意見の聴取）</p> <p>第5条 法第3条第4項（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分ごとに、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p>	<p>（意見の聴取）</p> <p>第5条 法第3条第4項（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分ごとに、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p>
<p>（宿泊を拒否することができる事由）</p> <p>第7条 <u>法第5条第1項第4号</u>の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p>	<p>（宿泊を拒否することができる事由）</p> <p>第7条 <u>法第5条第3号</u>の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p>

(1)及び(2) (略)

(1)及び(2) (略)

#### 附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)